

令和7年4月1日から手数料が変わります ※議会で審議中であり、議決が前提

富山県建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（R7.4.1以降・予定）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は次の表の「新規」の欄に掲げる額です。

変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び軽微変更該当証明書交付手数料（建築物省エネ法施行規則第13条）は次の表の「変更・軽微変更」の欄に掲げる額です。

(1) 工場等の非住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更・軽微変更	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
面積 < 300	23,000	28,000	17,000	19,000
300 ≤ 面積 < 1,000	33,000	38,000	26,000	28,000
1,000 ≤ 面積 < 2,000	46,000	52,000	38,000	42,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	115,000	123,000	105,000	109,000
5,000 ≤ 面積 < 10,000	172,000	181,000	162,000	166,000
10,000 ≤ 面積 < 25,000	214,000	223,000	202,000	207,000
25,000 ≤ 面積	265,000	276,000	252,000	258,000

(2) 工場等以外の非住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更・軽微変更	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
面積 < 300	105,000	273,000	58,000	142,000
300 ≤ 面積 < 1,000	133,000	342,000	76,000	180,000
1,000 ≤ 面積 < 2,000	175,000	441,000	103,000	236,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	283,000	629,000	189,000	362,000
5,000 ≤ 面積 < 10,000	370,000	775,000	260,000	463,000
10,000 ≤ 面積 < 25,000	444,000	915,000	318,000	553,000
25,000 ≤ 面積	521,000	1,044,000	380,000	642,000

(3) 一戸建ての住宅の住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規			変更・軽微変更		
	標準計算法	仕様計算併用 気候風土住宅	仕様基準	標準計算法	仕様計算併用 気候風土住宅	仕様基準
面積 < 200	42,000	31,000	18,000	23,000	18,000	12,000
200 ≤ 面積	47,000	35,000	20,000	26,000	20,000	12,000

(4) 共同住宅等の住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規			変更・軽微変更		
	標準計算法	仕様計算併用 気候風土住宅	仕様基準	標準計算法	仕様計算併用 気候風土住宅	仕様基準
面積 < 300	83,000	62,000	34,000	47,000	36,000	22,000
300 ≤ 面積 < 2,000	139,000	103,000	60,000	81,000	63,000	40,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	235,000	179,000	108,000	144,000	116,000	77,000
5,000 ≤ 面積	337,000	262,000	163,000	216,000	178,000	124,000

(用語の定義)

- 工場等 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものの用に供する建築物
- モデル建物法 建築物エネルギー消費性能等を定める省令（以下「基準省令」という）第1条第1項第1号ロに定める基準を用いるもの
- 標準入力法 基準省令第1条第1項第1号イに定める基準を用いるもの、その他モデル建物法以外のもの
- 仕様計算併用 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準を用いるもの
- 気候風土住宅 基準省令第1条第1項第2号イただし書を適用するもの
- 仕様基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準を用いるもの
- 標準計算法 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準を用いるもの、その他仕様計算併用、気候風土住宅又は仕様基準以外のもの

(注意)

- 複合建築物（非住宅部分と住宅部分の両方を有する建築物）の場合は、住戸の数が1のときは(1)又は(2)に(3)を加えた額、住戸の数が2以上のときは(1)又は(2)に(4)を加えた額となります。
- 面積の区分は、開放部分を含む床面積によります。増築又は改築の場合は、当該増築又は改築をする建築物の部分に限ります。
- 複数棟で建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた他の建築物についてこの申請をする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の事前審査ありの手数料となります。

## 富山県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（R7.4.1以降・予定）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は次の表の「新規」の欄に掲げる額です。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は「変更」の欄に掲げる額です。

(1) 一戸建ての住宅の住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
面積 < 200	47,000	6,000	29,000	5,000
200 ≤ 面積	52,000	6,000	31,000	5,000

(2) 共同住宅等の住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
面積 < 300	95,000	11,000	58,000	10,000
300 ≤ 面積 < 2,000	163,000	22,000	105,000	21,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	289,000	48,000	198,000	47,000
5,000 ≤ 面積	433,000	85,000	312,000	84,000

(3) 非住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規			変更・軽微変更		
	事前審査なし		事前審査あり	事前審査なし		事前審査あり
	モデル建物法	標準入力法		モデル建物法	標準入力法	
面積 < 300	116,000	284,000	11,000	69,000	153,000	10,000
300 ≤ 面積 < 1,000	153,000	361,000	18,000	96,000	200,000	17,000
1,000 ≤ 面積 < 2,000	207,000	473,000	29,000	135,000	268,000	28,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	379,000	725,000	85,000	285,000	458,000	84,000
5,000 ≤ 面積 < 10,000	522,000	927,000	134,000	412,000	615,000	133,000
10,000 ≤ 面積 < 25,000	636,000	1,107,000	169,000	510,000	745,000	168,000
25,000 ≤ 面積	761,000	1,284,000	211,000	620,000	882,000	210,000

(用語の定義)

モデル建物法 建築物エネルギー消費性能等を定める省令（以下「基準省令」という）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準を用いるもの

標準入力法 基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準を用いるもの、その他モデル建物法以外のもの

事前審査あり 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関の適合証、設計住宅性能評価書の写し、BELS 評価書の写しのいずれかを添付するもの

(注意)

- 複合建築物（非住宅部分と住宅部分の両方を有する建築物）の場合は、住戸の数が1のときは(1)と(3)を合算した額、住戸の数が2以上のときは(2)と(3)を合算した額となります。
- 面積の区分は、開放部分を含む床面積によります。
- 複数棟でこの申請をする場合の手数料の額は、申請建築物及び他の建築物の各建築物ごとに算出した手数料の額を合算した額となります。
- 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出をして、この申請に併せて確認申請書を提出する場合は、建築確認申請手数料の額を加算した額となります。

富山県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (R7.4.1以降・予定)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は次の表の「新規」の欄に掲げる額です。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料は「変更」の欄に掲げる額です。

(1) 住戸部分 (円)

戸の区分 (戸)	新規		変更	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
戸 = 1	50,000	6,000	30,000	5,000
2 ≤ 戸 ≤ 5	99,000	11,000	60,000	10,000
6 ≤ 戸 ≤ 10	142,000	19,000	90,000	18,000
11 ≤ 戸 ≤ 25	204,000	31,000	134,000	30,000
26 ≤ 戸 ≤ 50	300,000	51,000	204,000	50,000
51 ≤ 戸 ≤ 100	449,000	90,000	321,000	89,000
101 ≤ 戸 ≤ 200	631,000	142,000	469,000	141,000
201 ≤ 戸 ≤ 300	819,000	179,000	603,000	178,000
301 ≤ 戸	941,000	191,000	677,000	190,000

(2) 共用部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
面積 ≤ 300	149,000	11,000	85,000	10,000
300 < 面積 ≤ 2,000	258,000	31,000	161,000	30,000
2,000 < 面積 ≤ 5,000	448,000	90,000	321,000	89,000
5,000 < 面積 ≤ 10,000	603,000	142,000	456,000	141,000
10,000 < 面積 ≤ 25,000	731,000	179,000	560,000	178,000
25,000 < 面積	868,000	224,000	677,000	223,000

(3) 非住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規			変更・軽微変更		
	事前審査なし		事前審査あり	事前審査なし		事前審査あり
	モデル建物法	標準入力法		モデル建物法	標準入力法	
面積 ≤ 300	116,000	284,000	11,000	69,000	153,000	10,000
300 < 面積 ≤ 1,000	153,000	361,000	18,000	96,000	200,000	17,000
1,000 < 面積 ≤ 2,000	207,000	473,000	29,000	135,000	268,000	28,000
2,000 < 面積 ≤ 5,000	379,000	725,000	85,000	285,000	458,000	84,000
5,000 < 面積 ≤ 10,000	522,000	927,000	134,000	412,000	615,000	133,000
10,000 < 面積 ≤ 25,000	636,000	1,107,000	169,000	510,000	745,000	168,000
25,000 < 面積	761,000	1,284,000	211,000	620,000	882,000	210,000

(用語の定義)

モデル建物法 建築物エネルギー消費性能等を定める省令（以下「基準省令」という）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準を用いるもの

標準入力法 基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準を用いるもの、その他モデル建物法以外のもの

事前審査あり 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関の適合証、設計住宅性能評価書の写し、BELS 評価書の写しのいずれかを添付するもの

(注意)

- 共同住宅等の場合は(1)と(2)を合算した額、複合建築物（非住宅部分と住宅部分の両方を有する建築物）の場合は(1)と(2)と(3)を合算した額となります。ただし、(2)は共同住宅等の場合で設計一次エネルギー消費量を共用部分を計算する方法により算出するときに加算します。
- 面積の区分は、開放部分を含む床面積によります。
- エコまち法第54条第2項の規定に基づく申出をして、この申請に併せて確認申請書を提出する場合は、建築確認申請手数料の額を加算した額となります。